

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会組織規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯田市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織単位)

第2条 定款第33条に基づく協議会の事務局に、次の課および係、事業所等を置く。

(1) 総務課

① 総務係

(2) 地域福祉課

① 地域福祉推進係

ア ふれあい福祉センター

イ 飯田市ボランティアセンター

ウ 飯田市ファミリーサポートセンター

エ 飯田市結婚相談所

オ 遠山支所

② 生活相談支援係

ア 飯田市心配ごと相談所

イ 飯田市生活就労支援センター

③ 地域包括支援係

ア いいだ地域包括支援センター

イ いがら地域包括支援センター

ウ 南信濃地域包括支援センター

④ 権利擁護支援係

ア いいだ成年後見支援センター

(3) 在宅サービス課

① 在宅サービス係

ア 飯田市社協居宅介護支援センター

イ 飯田市社協とおやま居宅介護支援センター

ウ 飯田市社協ヘルパーステーション

エ 飯田市社協とおやまヘルパーステーション

② 通所事業係

ア 上郷デイサービスセンター

イ 竜東デイサービスセンター

ウ 北部デイサービスセンター

エ いいだデイサービスセンター

(4) 施設サービス課

① 特別養護老人ホーム飯田荘

② 遠山地域事業推進室

ア 特別養護老人ホーム遠山荘

イ 福祉の里推進室（南信濃福祉研修センター、南信濃高齢者共同住宅）

2 本会が飯田市から指定管理者の指定を受けて管理する施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) デイサービスセンター
- (3) 福祉会館
- (4) 高齢者共同住宅

(分掌事項)

第3条 前条に定める課、係等の分掌事項は、別表のとおりとする。

(職及び職務)

第4条 本会に次の職員を置き、その職員の職及び職務は、別表1のとおりとする。

(管理職員等の範囲)

第5条 管理職員等は、別表2の左欄に掲げる部署において、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年5月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月13日から施行する。ただし、第2条（4）⑭については、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 11 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。